

## 岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付要綱

平成16年6月15日

市告示第418号

### (趣旨)

第1条 岡山市地域福祉基金条例(平成3年市条例第38号)の目的に即した保健福祉活動を自主的に取り組む民間団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業を新規に実施するもの又は既に実施している場合に当該事業を拡充して実施するものとする。

- (1) 在宅福祉の普及または向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいづくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業
- (4) その他社会福祉活動の推進に関する事業

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす民間団体でなければならない。

- (1) 本市に活動拠点を置くこと。
- (2) 活動実績と適切な規模を有すること。
- (3) 補助事業を達成することができること。

2 前項の規定に関わらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受けたものは、補助事業者としない。

### (補助金の交付の制限)

第5条 補助金の対象期間は、1年とする。ただし、市長が必要と認める場合は、3年まで延長できる。

2 他の補助制度の対象となっている事業又は他の財源の振替えとなる事業については、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- ( 1 ) 報酬に係る経費
- ( 2 ) 旅費に係る経費
- ( 3 ) 需用費に係る経費
- ( 4 ) 役務費に係る経費
- ( 5 ) 使用料及び賃借料

2 前項の規定に関わらず，別表第 1 に掲げるものについては補助対象経費としない。

#### ( 補助金額 )

第 7 条 補助金額は，前条に定める補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額と，一事業に当たり年額 1, 0 0 0, 0 0 0 円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては，別表第 2 に掲げる費目については，同表左欄に掲げる区分に応じ，同表右欄に掲げる限度額を上限とする。

#### ( 事前協議 )

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は，あらかじめ市長と協議しなければならない。

#### ( 交付の申請 )

第 9 条 補助金の交付申請は，岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定するその他市長が必要と認める書類は，次のとおりとする。

( 1 ) 岡山市地域福祉基金活用事業実施計画書（様式第 2 号）

( 2 ) 収支予算書（又は見込書）抄本

3 規則第 5 条第 2 項の規定に基づき同条第 1 項第 1 号から同項第 3 号の書類の添付は要しないものとする。

#### ( 計画変更等の承認 )

第 10 条 規則第 1 2 条の承認の申請は，岡山市地域福祉基金活用事業変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出して行わなければならない。

#### ( 実績報告 )

第 11 条 規則第 1 6 条の実績報告は，補助事業完了後 2 0 日以内又は補助金の交付の決定があった年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに，岡山市地域福祉基金活用事業実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第 1 6 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

( 1 ) 岡山市地域福祉基金活用事業実施状況書（様式第 5 号）

( 2 ) 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

3 規則第 1 6 条第 2 項の規定に基づき，同条第 1 項第 1 号の書類の添付は要しないものとする。

(補助金の完了前交付)

第12条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金の金額が、補助事業に係る全収入金額の100分の50以上の割合を占める場合とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別表第1

(1) 民間団体の維持及び運営に係る費用
(2) 民間団体の飲食に係る費用
(3) 折り込み広告、雑誌広告等の広告宣伝に係る費用
(4) 団体の活動場所の構造物における改築及び冷暖房設備の整備、改修等の施設整備に係る費用
(5) 光熱水費、燃料費、浄化处理費等の施設運営に係る費用
(6) 点検、消毒等施設に整備された機器の維持管理に係る費用
(7) 備品の購入に係る費用
(8) バス等交通手段の借上げに関する費用のうち団体のレクリエーション的な性格を有するもの
(9) 民間団体の日常的な活動に係る交通費及び人件費
(10) その他岡山市地域福祉基金活用検討委員会(岡山市地域福祉基金活用検討委員会設置要綱(平成21年市訓令甲第49号)に規定する岡山市地域福祉基金活用検討委員会をいう。)において補助対象として適切でないと考えられた費用

#### 別表第2

区分	限度額	
講師謝礼	1人1回につき15,000円	
講師派遣に係る交通費	市内	1人1回につき1,000円 (ただし、謝礼を支払う場合は対象としない。)
	市外	実費
講師派遣に係る宿泊費	1人1回につき10,000円	

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

岡山市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

年度岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付申請書

年度において、岡山市地域福祉基金活用事業補助金の交付を受けたいので、岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付要綱（平成16年市告示第418号）第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及びこの告示に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 岡山市地域福祉基金活用事業実施計画書（様式第2号）
- 3 収支予算書（又は見込書）抄本



年 月 日

岡山市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

年度岡山市地域福祉基金活用事  
業変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度岡山市地域福祉  
基金活用事業補助金に係る事業を、次のとおり変更（中止又は廃止）したいので、岡山市地域福  
祉基金活用事業補助金交付要綱（平成16年市告示第418号）第10条の規定により、その承  
認を申請します。

記

1 変更（中止又は廃止）の理由

2 変更の内容（変更の場合）

3 中止の期間（中止の場合）

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

岡山市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

年度岡山市地域福祉基金活用事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度岡山市地域福祉基金活用事業補助金に係る事業実績について、岡山市地域福祉基金活用事業補助金交付要綱(平成16年市告示第418号)第11条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 岡山市地域福祉基金活用事業実施状況書(様式第5号)
- 2 収支決算書(又は見込書)抄本

様式第5号(第11条関係)

年度岡山市地域福祉基金活用事業実施状況書

事業名		新規・継続	年目	実施団体名 所在地 代表者名		
事業内容						
経費積算	経費種別	単価	数	実支出額	備考	
		計			円	